

# 令和5年度第9回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年12月8日(金)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	14時00分	閉会時間	15時33分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	6番	塩見真由美
	2番	天崎直幸	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
	5番	大塚清子	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員				
議事録署名委員	4番	嶋川克寿	5番	大塚清子
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	山田祐志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	所有者を確知することができない農地について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	農地パトロールの結果および利用意向調査の実施について
協議第2号	地域計画の目標地図作成に向けたスケジュールについて
7. その他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今より令和5年度第9回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、梅林会長からご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議長	<p>皆さんこんにちは。先月30日に東京、文京シビックホールで開催されました、全国農業委員会会長代表者集会に参加してきました。</p> <p>昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響で参加人数を制限していましたが、今年は全国の会長、事務局等合わせて1500人規模で開催されました。</p> <p>来賓として農林水産大臣をはじめ衆議院農林水産委員長、参議院農林水産委員長など迎え盛大に執り行われました。</p> <p>まず、国会への要請決議として 令和6年度農業関係予算の確保と農地、担い手等の関連施策に関する要請。次に地域の農地を生かし、持続可能な農業、農村を作る全国運動の推進に関する申し合わせ。また、情報提供活動の一層の強化の申し合わせ、以上3点の決議をし、その後活動事例報告として、宮崎県宮崎市農業委員会、福井県若狭町農業委員会、長野県長野市農業委員会の事例報告を聞きました。</p> <p>大会終了後は各県選出の衆参国會議員会館へ大会決議分を持って要請活動をいたしました。鳥取県西部会長会は、赤沢亮正衆議院議員、舞立昇治参議院議員両名へ要請活動をいたしました。以上を申し上げて、令和5年度第9回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、4番 嶋川農業委員、5番 大塚農業委員を指名した。
報告第1号	議長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について事務局お願いします。
	主事	<p>報告第1号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告についてです。資料は1頁からです。番号1、農地の所在地が△△×××番地、×××番地、所有者が△△の〇〇〇さん、△△×××番地の所有者が△△の〇〇〇さん、田が3筆、面積合計が4,864㎡のうち転用面積が合計で959.37㎡です。借受人が鳥取県西部総合事務所日野振興センター、申請事由が萩原地区復旧治山工事にかかる仮置場として一時転用されるということです。期間は令和5年11月13日から令和8年3月31日までの2年4ヶ月、農地復元期間を含むということです。</p> <p>担当部局は日野県土整備局河川砂防課、施工業者は株式会社□□□です。2頁から位置図、工事計画図をつけておりますのでご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので私から質問よろしいでしょうか。工事完了後の農地復元については契約書に記載してありますか。

	主 事	農地復元も株式会社□□□が行うということです。契約書については確認できておりませんが、書面での報告をいただいております。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 1 号 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。資料 7 頁からです。本日は 3 件の非農地申請があります。</p> <p>申請番号 1、最初に資料の訂正をお願いしたいと思います。農地の所在地が△△×××番地の他、田が 1 筆、畑が 8 筆、宅地 1 筆、合計 10 筆、面積合計が 4,021.86 m<sup>2</sup>と記載しておりますが、原野 3 筆が漏れておりました。合計 13 筆、面積合計が 4,160.86 m<sup>2</sup>です。訂正をお願いいたします。農地所有者が△△県の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず、今後も活用の予定はないとのことです。こちらは 11 月の農地部会で事前協議をいただいております。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 76 m<sup>2</sup>、農地所有者が△△県の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず、今後の活用の予定はないとのことです。こちらも 11 月の農地部会で事前協議をいただいております。</p> <p>申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地、畑が 1 筆、面積が 423 m<sup>2</sup>、農地所有者が△△の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず、今後の活用の予定はないとのことです。こちらも 11 月の農地部会で事前協議をいただいております。</p> <p>資料 9 頁から町内位置図、中間図、現地写真を申請番号順につけております。申請番号 1 12 頁現地写真の電柱があるあたりですが、家の隣地というところで、草刈は行っておられるそうです。また、15 頁、18 頁の現地写真ですが、進入不可となっている農地でした。申請番号 2 21 頁現地写真ですが、進入不可となっている農地でした。申請番号 3 24 頁現地写真ですが、家の隣地ということで草刈管理をされておられますが、農地としての利用予定はないということです。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がございましたか。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>先月の農地部会の中で、現地の確認ができていないというお話がありました。今後もそういった事案がたくさん出てくるのではないかと思います。立ち入りができないということで、本当にどこからどこまで農地なのかということも確認しづらい。申請者本人が立ち会われるといいですが、不在地主の事案はたくさん出てくると思います。申請があったらすぐ非農地にできるのか、今後は部会だけではなく、総会の場で審議していただきたいと思います。今回の事案も非常に難しいという発言がありましたので、そういうことを感じました。</p>

	議 長	ありがとうございました。皆さんからご質問、ご意見がございますか。 (難波農地最適化推進委員 挙手) 難波農地最適化推進委員
	難波推進委員	確認ができないようなときはその地域に詳しい方も同席していただいて確認できればと思います。
	高橋事務局長	木山農業委員、難波推進委員からお話がありました、なかなか農地の中に入ることができない、境界がわかりづらいケースは多々あるかと思えます。現在地籍調査も進んでおり、そういった景観についてはきれいにしたうえで境界を定めておられますので、そういったところは比較的入りやすいと思えますが、地籍調査が終わっていない地域についてはこういった事案が多々あると思えます。十分検討して対応したいと思っておりますし、近年ドローンを使った空撮も可能だと思えます。そういったものも利用しながらわかる範囲での確認ということで事務を進めてまいりたいと思えます。よろしくをお願いします。
	議 長	その他、議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。申請番号順に採決をいたします。申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 1 は承認された。
	議 長	申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 2 は承認された。
	議 長	申請番号 3 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 3 は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 所有者を確認することができない農地について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 2 号 所有者を確認することができない農地についてです。資料 25 頁からです。平成 29 年 4 月に所有者等が確認できないことを公示し、平成 30 年に鳥取県から担い手育成機構へ中間管理権の裁定がなされ、平成 31 年 4 月から有限会社□□□へ利用権が設定された農地について、令和 6 年 1 月 31 日で契約期間満了となるため改めて、所有者等が確認できないことの公示を行い、利用権設定を進めていくものになります。</p> <p>資料 26 頁に所有者不明農地制度の概要の資料をつけております。所有者について相続放棄等で所有者が不明になった農地の利活用促進のため、農地中間管理機構への利用権設定ができる仕組みが作られ、その制度を利用したものです。</p> <p>資料 27 頁に公示案をつけております。農地の所在地が△△×××番地、2,761㎡、×××番地、2,617㎡の田が 2 筆です。登記名義人は△△の○○○さん、こちらの農地について所有者不明の公示を行う形となります。28 頁から町内位置図、字切図をつけております。30 頁に○○○さんの相続関係図をつけております。こちらは平成 30 年の時から変更ありません。以上です。</p>

高橋事務局長	<p>制度について若干の補足をさせていただきたいと思います。28 頁をご覧ください。ただけたらと思います。</p> <p>所有者不明農地の制度につきまして、既にご承知の委員の方もおられますが、初めての委員の方もおられますので、若干補足説明をしたいと思います。所有者不明農地制度につきまして先ほど山田から概要説明をいたしました。所有者不明の農地を貸し借りができるようにという制度でございます。前回この制度を利用して、耕作管理を有限会社□□□が行っておられます。契約期間満了になるため、契約更新のために手続きを行うものです。</p> <p>手続きについては 26 頁中段の相続人が一人も判明していないときの流れになります。農業委員会から縦覧の公示を行った 2 ヶ月後に農地バンクへ通知し、その後農地バンクから鳥取県に裁定の申請を行い、知事の裁定の公告により利用権の設定が行われるというものです。その流れに沿って今回は有限会社□□□に利用権設定を行う流れとなります。</p> <p>資料上段の令和 5 年 4 月からこの制度の改正があり、利用権設定の期間が 20 年から 40 年に引き上げられました。また、公示の縦覧期間が 6 ヶ月から 2 ヶ月に短縮され、よりスピーディーにこの制度が利用できるようになっております。</p> <p>相続人が一人でも判明している場合は 26 頁下段の方法になります。</p> <p>今回の案件につきましては更新となります。相続につきましても現在確認するうえではお亡くなりになられておられる状況であります。来年の作付けに間に合うように準備をされる予定ということで伺っております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>平成 29 年に同様の手続きを経て有限会社□□□に利用していただいております。ご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(2 番 天崎農業委員挙手) 2 番 天崎農業委員。</p>
天崎農業委員	<p>利用権の設定期間が 40 年まで引き上げられたということですが、前回 5 年でしたが、今回は。</p>
主 事	<p>40 年以内で契約が可能ということです。</p>
高橋事務局長	<p>先程、利用権の設定期間の上限は 40 年と説明しましたが、実際 40 年の契約となると非常に長期になります。将来的にその契約が守られるのかということもあります。そのあたりを考えると、5 年、10 年、10 年も長いかもしれませんが、実際耕作管理していただける妥当な期間だと思えます。そこは担い手の耕作者の方のお考えになるかと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>(4 番 嶋川農業委員挙手) 4 番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>相続関係図についてお聞きしますが、この中の○○○さんという方がおられますが、婚姻関係が継続しているようですが、この方が相続人に該当すると思えますが、先ほどの説明の中にそれもないということですが、そのあたりはどのような感じになるのでしょうか。</p>

	主 事	所有者の探索についてですが、この制度の探索の範囲は配偶者と子に限定されています。
	議 長	(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光推進委員。
	倉光推進委員	〇〇〇さんと〇〇〇さんが協議離婚されているようですが、〇〇〇さんとの間に子はいなかったということですが、その他の不動産を相続する人がいないということですか。相続権を持っている人がいないということですか。例えば、〇〇〇さんが相続しますということになった場合にはこの限りではなくなるということですか。
	主 事	一人でも判明しているときの方法へ移っていく形です。
	議 長	議案第2号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議 長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料31頁からです。令和5年度において日南町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画について町長より諮問があったので審議を求めるものになります。33頁に今月の利用集積計画総括表をつけております。相対の新規の契約が1件、相対の再設定の契約が3件です。12月の移動合計29,158.00㎡です。</p> <p>申請番号1 農地の所在地が△△×××番地のほか合計11筆、面積合計が11,697㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水田の利用で物納全体◇◇◇kg、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間の契約です。</p> <p>申請番号2から4までは再設定となりますので、説明を省略させていただきます。以上です。</p>
	議 長	議案第3号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第4号	議 長	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料37頁からです。資料38頁に12月の利用集積等促進計画案の総括表をつけております。今月は機構を通じた新規の契約が54件、内41件が相対からの更新となります。また、機構を通じた再設定の契約が8件、合計62件です。</p> <p>賃貸借権の利用権設定の移動合計が230,319.75㎡、使用貸借権の利用権設</p>

定の移動合計が 39,846.20 m<sup>2</sup>、12月の移動合計が 270,165.95 m<sup>2</sup>です。

資料 39 頁に利用集積及び利用配分、農用地利用集積等促進計画実績表をつけております。12月8日の欄ですが、貸付人 57 人、271 筆、270,165.95 m<sup>2</sup>、借受人が 32 人、271 筆、270,165.95 m<sup>2</sup>、配分率は 100%です。

40 頁から詳細になります。申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 5 筆、5,799 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて農事組合法人口口口、水田の利用で、全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 9 年 9 ヶ月の契約です。

申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 6 筆、7,120 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて農事組合法人口口口、水田の利用で全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 9 年 9 ヶ月の契約です。

申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 5 筆、4,744 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて農事組合法人口口口、水田の利用で全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 9 年 9 ヶ月の契約です。

申請番号 4、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 4 筆、2,267 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の〇〇〇さん、水田の利用で水張反当◇◇◇kgの物納、令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年 2 ヶ月の契約です。

申請番号 5、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、1,870 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん借受人が機構を通じて△△の〇〇〇さん、水田の利用で水張反当◇◇◇kgの物納、令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年 2 ヶ月の契約です。

申請番号 6、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 3 筆、2,039 m<sup>2</sup>、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△町の〇〇〇さん、果樹園の利用で使用貸借権、令和 6 年 2 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年 2 ヶ月の契約です。

申請番号 7、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 7 筆、6,318 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の〇〇〇さん、水田の利用で全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年 2 ヶ月の契約です。

申請番号 8、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 3 筆、679.20 m<sup>2</sup>、貸付人が△△県の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の〇〇〇さん、水田の利用で使用貸借権、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年の契約です。

申請番号 9、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 5 筆、2,581 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構と通じて△△の〇〇〇さん、水田の利用で全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 9 年 9 ヶ月の契約です。

	<p>申請番号 10、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 7 筆、7,434 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△市の〇〇〇さん、水田の利用で水張反当◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年の契約です。</p> <p>申請番号 11、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 3 筆、6,919 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構と通じて有限会社□□□、水田の利用で全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年の契約です。</p> <p>申請番号 12、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 7 筆、5,334.33 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて有限会社□□□、水田の利用で全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年の契約です。</p> <p>申請番号 13、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 2 筆、3,211 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて有限会社□□□、水田の利用で全体◇◇◇kgの物納、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年の契約です。</p> <p>申請番号 14 から 54 までが機構を通じた新規の契約ですが、相対からの再設定となります。申請番号 55 から 62 までが機構を通じた再設定の契約となりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>また、69 頁から新規で受けられる方の農業経営状況の資料をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>契約期間についてですが、3 年、5 年、10 年といろいろありますが、来年中山間の切り替えの時期です。来年度からスタートする中山間の 5 年間と小作契約の期間のタイムラグがあるわけです。そこは地権者と十分話し合っておられると思います。ただ、中山間の期間内で契約が切れる集落協定があると思います。65 頁の申請番号 54 の契約期間が 5 年となっております。これを中山間の期間に合わせて 6 年に変更していただきたいと思っております。変更の手続きをしていますが、この場で承認を頂けたらと思っております。</p>
高橋事務局長	<p>先程丸山推進委員会からお話のあった件につきまして、中山間直接支払制度と農地の貸借の期間を合わせて 1 年延長してほしいとの申し出でございます。内容を確認させていただきますが、令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年で進めさせていただきます。</p> <p>丸山推進委員がおっしゃられたとおり、集落協定の終了期間と合わせた契約にされるケースも多々ございます。今回につきまして、ご事情も重々承知いたしましたので、契約期間の変更ということで進めさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは 65 頁、申請番号 54 番につきまして、契約期間を令和 6 年 4 月</p>

		<p>1日から令和12年3月31日までの6年ということでお願いします。          その他、ご質問、ご意見がございますか。          (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光推進委員。</p>
	倉光推進委員	<p>申請番号53も同じことが言えると思いますが。</p>
	議長	<p>今回は54番の案件についてです。中山間の期間に合わせた貸借契約をしたいということです。その他の契約でも同じようなことが言えると思いますが、今回は54番の案件です。          その他、議案第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第4号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議第1号	議長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第1号 農地パトロールの結果および利用意向調査の実施について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>協議第1号 農地パトロールの結果および利用意向調査の実施についてです。資料を当日配布としておりますが、農地パトロールの集計が間に合いませんでしたので、本日配布資料ができておりません。申し訳ありません。          先月末までに推進員の皆さんに農地パトロールの再生困難農地のピックアップを入力していただきましたところかなりの筆数が出てきました。来月集計を報告いたします。その時に利用意向調査についての説明もさせていただきますと思います。よろしくお願いします。</p>
	議長	<p>ということは意向調査を来月まで延ばすということですか。地域計画も取り掛からないといけませんが、意向調査が基になると思いますので、先延ばしできないと思います。</p>
	高橋事務局長	<p>遊休農地パトロール後の利用意向調査でございますが、本来であれば例年10月11月あたりには該当する農地が把握され、利用意向についての確認を行い、その後、利用意向について6ヶ月の期間を置いて確認する流れになります。従いまして、実際の農地の現状については所有者の意向を確認に若干期間がかかります。梅林会長が言われるように、あまり遅れると地域計画の取り組みが遅れるのではないかとということでございます。          農地パトロールは現在、タブレットで入力と情報データ管理をしており、そこがうまく進んでいないという状況です。この遅れをどのように解決するかということは事務局でも検討し、農業会議とも確認しながら進めたいと思います。調査結果等につきまして遅れるということでご理解をいただきたいと思います。以上です。</p>
	福田職務代理	<p>確認させていただきたいと思いますが、タブレットを運用した関係で増えたというのは、確認するための農地の筆数が増えているからということですか。</p>
	主事	<p>福田職務代理が言われるように筆数が増えたということが一つあります。また、事務局が使っているサポートシステムがありますが、そちらとの</p>

		<p>チェックに時間がかかっております。また、山の奥に農地として残っているというところもタブレットで分かるようになりました。そこをきちんと整理したいということもあり、推進委員の皆さんに入力をお願いしました。</p>
	議 長	<p>協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
協議第 2 号	議 長	<p>協議第 2 号 地域計画の目標地図作成に向けたスケジュールについて事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第 2 号 地域計画の目標地図作成に向けたスケジュールについてです。報告ということになってしまいますが、本日配布資料をご覧ください。こちらが地域計画の作成に向けた工程表ということで、農林課から提供していただいたものになります。現在農林課の方で中山間多面的の対象地区に関する話し合いと並行して進めているところです。</p> <p>農林課からお願いということではございますが、農業委員、推進委員の皆さんに中山間、多面的等の話し合いで定まらない部分の折衝や普段から行われている貸借売買の調整等進めていただければということです。</p> <p>また、農業委員会としましても対象農地、目標地図の素案についても農林課で進め始めているということでした。再生困難農地、現在低利用となっている自己保全や黄色区分、緑区分の遊休農地となっているところについて利用意向調査を通じて農林課に報告し、目標地図作成の手助けという形でやっていただければということではございます。目標地図素案について農林課で作成したいということではございます。農業会議等からの説明では農業委員会が目標地図の作成ということではございますが、やり方についてはそれぞれの地域に委ねられるということではございます。</p> <p>日南町は農林課の中山間多面的等で作成するのが効率的だろうということではございます。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>農林課からの資料では各地区ですでに令和 4 年から実績でマークもついている計画となっておりますが、実施されたという内容の資料ですか。</p> <p>農地が利用できるかどうかというところを農業委員会として明確に示せということを農林課から言われていると伺うことでいいですか。</p>
	主 事	<p>赤色の部分がすでに取り組みを実施したところと伺っております。意向把握等については契約の結果等という部分もございます。</p>
	議 長	<p>地域計画の地図は農林課が作成する、その下準備は農業委員会がして、それをもって農林課が地図を作るととらえていいんですか。</p>
	主 事	<p>はい。</p>
	嶋川農業委員	<p>中山間の協定の代表者の方には協定範囲の年齢ごとの耕作者の色分けをして、70 歳以上など全部分けて現段階で管理している農地という意味合いだと思っています。</p>

		農業委員会としてはそれ以上の農地がたくさんあります。中山間の地図に載っていない家庭菜園など、それを使わず、達成というわけにはいかないと思います。そのあたりの確認は何をもってするかということだと思います。タブレットでは難しいと思います。
	主 事	地域計画で明確に取扱うのは大きな農地ということになってきます。家庭菜園等はその所有者の方が続けられ、その後管理できなくなる可能性がある農地については農業会議や国からはそのあたりの話はありませんでした。有効な農地の活用というところで、今後どのようにどの受け手が担っていくかということを決めていくということだと思います。
	嶋川農業委員	農地として守る範囲を明確に法人で出すということですか。保全の対象とした農地は耕作してもらえると考えるという考えでいいということですか。
	主 事	そうです。中山間や多面的と重なる部分もあるということで、一緒に作っていく形を取ればということでした。
	議 長	その他ご質問、ご意見はございますか。 (6番 塩見農業委員挙手) 6番 塩見農業委員。
	塩見農業委員	資料の地域内農業集落名は、全部が網羅されているということですか。
	主 事	表示してある集落は農林業センサスの集落名となっています。こちらに表記がないところでも隣接の地域にくっついている形です。
	議 長	その他ご質問、ご意見はございますか。 (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光推進委員。
	倉光農業委員	十分理解ができていないので、変なことを聞かかもしれませんが、青と赤の計画と実績があります。例えば日野上は出し手、受け手の意向把握というのが、令和5年7月から9月までは計画になっていて、10月から12月までは実績になって、また1月から計画になっている。これはどのように理解したらいいのか。
	主 事	こちらの資料は11月末時点のもので、1月から3月については赤色になっていないということです。11月から12月で動きがあったということで聞いております。計画の中の一部動きがあったということで、完了したということではないです。
	議 長	協議第2号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願いします。
	主 事	次回総会は、令和6年1月12日(金)午後1時30分から開会予定です。年末年始のお休み等もあり、資料準備の関係で開催日の変更をお願いします。
	議 長	次回総会は、令和6年1月12日(金)午後1時30分からです。予定をお願いします。 次に、農林課よりオーガニックビレッジ推進プロジェクト・有機栽培研

	<p>修のご案内について事務局お願いします。</p>
高橋事務局長	<p>本日配布資料の有機栽培研修ブロフという資料をご覧ください。現在農林課所管で進めております、オーガニックビレッジ推進プロジェクトについてです。</p> <p>現在有機農法に関する様々な先進事例等の研修、講習等を行っている状態です。その一環として、有機栽培研修会の開催を予定しておりますので、皆様にも周知をさせていただきたいと思っております。</p> <p>合計3回の予定で、1回目が12月20日、2回目が1月10日、3回目が2月21日です。1回目が全般的な有機栽培に関する理論、2回目が野菜、3回目が水稻を予定しております。</p> <p>有機栽培についてはこの度の農業委員会の研修会においても研修していただきました。町内でも取り組みが少しずつ進んでいるように見受けられます。ぜひ研修会にご参加をお願いいたします。お問い合わせについては農林課農政室、石倉と三好が担当しております。よろしくご願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>その他、皆さんから提案、ご意見、ご要望等ありますか。</p> <p>(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>
高橋事務局長	<p>事務局から追加で報告をさせていただきます。初めに、今月14日農業会議の特別研修会が予定されています。出席の確認、交通手段の確認等させていただきます。ご予約をお願いいたします。</p> <p>次に本日配布の資料に相続登記の資料をつけております。こちらは鳥取地方法務局のホームページから印刷させていただいた内容です。これまでも相続登記の義務化について農業委員会の総会の中でもご説明させていただきましたが、来年4月から相続登記の義務化が施行され、令和9年3月31日までの3年以内に相続登記を行うということで、現在所有者等への広報が行われているところです。農業委員会としましても、相続登記については関係がある内容でございますので、制度の内容等について次回総会の前段で研修会をさせていただきたいと現在計画しております。講師につきましては町内で司法書士の東先生をお呼びして、短時間ではありますが、総会前に研修会を考えております。相続登記につきましては、本来農業委員会の担当ではありませんが、より積極的に進めなければならないということで、農地の絡みもありますので、相続登記に関するセミナー相談会を開催できないかということで司法書士の方と調整中です。来年4月から施行となり、関心も生まれてくるのではと思っておりますので、4月ごろにセミナー相談会を計画しております。企画等が固まりましたら、ご連絡させていただきたいと思っております。</p> <p>次に、現在日南町では9台のタブレットを農地利用最適化推進員の皆さんにお配りさせていただいております。タブレットにつきましては農地の基本情報、個人情報等入っております。他の自治体におきましてはタブレットの紛失があったということです。それに対するいろいろな報告等が遅</p>

		<p>れたということで、上部組織の中四国農政局から管理の徹底ということで、連絡を受けております。簡単には開けないということではありますが、備品ということになりますので、タブレットで何かトラブル等がございましたら、至急事務局へご連絡いただきたいと思います。</p> <p>最後に、先月 11 月 27 日に日野郡農業委員会女性委員の研修会を行いました。研修会では、eMAFF 農地ナビの活用ということで、鳥取市の山本農業委員にお越しいただき、農地ナビの操作等について研修をしていただきました。研修に出席していただきました、代表で足立農業委員からご報告をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
	足立農業委員	<p>鳥取市の山本農業委員にお越しいただいて日野郡女性農業委員の研修会を行いました。日南町で配布しているタブレットに入っているアプリと研修会で使用した農地ナビは別物だということを最初に言われました。私たちはタブレットと自分が持っているスマホの両方を使って操作を教わりました。感想としまして、確かに便利ですが使わないと操作もわかりませんが、いろいろな現場の現状が手元でわかるということはとても便利かなと思いました。ぜひ皆さんも農地ナビのアプリを自分のスマホに入れて使っていたらと思いました。</p> <p>また、山本さんはUターンで帰ってこられ、自分の畑のカボチャをイノシシ被害にあったのをきっかけに、狩猟免許を取得され、イノシシの柵のことについてもご存じで、ジビエについていろいろ進めておられるようです。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。</p>
閉会	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和 5 年度第 9 回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和 年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員